

# 自己株式の取得・保有が原則自由に、 相続対策に新たな手段

公認会計士・税理士 後 宏治

バブル崩壊から10年以上が過ぎようとしている。将来の見通しが不透明であることから、日本の株式市場は依然として低迷を続けている。この低迷する株価を回復させるため、政府は株式市場活性化対策を打ち出した。その株式市場活性化対策の目玉の1つとして、自社株の取得・保有を自由化する「金庫株」が商法改正により解禁される。

自社株取得についてこれまでの取扱いや改正の内容を解説するとともに、改正の影響や金庫株の活用法を探ってみる。

いわゆる金庫株とは、英語のTreasury Stocksの訳で、いったん発行した後に会社がい戻し、消却しないまま保有し続ける場合の自己株式をいう。今回の商法改正で自社株の取得・保有が原則自由になり、米国と同様に日本でもこのような自社株を一般に金庫株と呼ぶようになっていく。

金庫株は株価でこ入れの手段として経団連が政府に要望していたもので、議員立法により法案が提出され、6月29日に閉会した第121通常国会で成立したものである。

金庫株の直接の目的は株価対策にある。これから本番を迎える「持合い解消」の需給悪化による株価の下落圧力を緩和することが期待されている。金庫株は原則として市場から購入しなければならず、短期的には株式需給は改善する。

また、自社株を取得することには、マネジメントが「自社の株価が割安だ」と判断していることを市場に示す、いわゆる「アナウンスメント効果」があるといわれ、株価に好影響を与え

ると考えられている。米国と同様に金庫株が貸借対照表上の資本の部の控除項目となれば（後述のとおり現段階では取扱いが明らかではない）、自社株式を取得すると、株主資本が減少して株主資本利益率（ROE）が改善する。

さらに、金庫株は買収に対する防衛手段にもなり、将来の株式交換に備えるなどのM&Aに利用されることも期待されている。

## 従来は「原則禁止」

従来は商法では、会社が自分の会社の株式（自己株式）を取得することは、原則として禁止されていた。以下のような弊害があるため、商法は政策的見地から原則として会社による自己株式の取得を禁止したのである。

- ①自己株式の取得を自由に認めると、株主に出资を払い戻したのと実質的に同様の結果を生じさせ、会社の財政的基盤を危なくする
- ②インサイダー取引や株価操作が可能になり一般投資家を害する

〔図表1〕旧商法に定める取得原因と改正商法の分類

旧商法に定める取得原因	(A)一般的な取得	(B)不可避的な取得
①定款に定める減資等株式の消却	○	
②合併・吸収分割・営業譲渡		○(注)
③権利の実行(競売や代物弁済、差押え)		○(注)
④株式買取請求権の行使に応ずるとき		○
⑤取締役・使用人に譲渡するため	○	
⑥株式の利益消却のため	○	
⑦譲渡制限ある株式で会社へ売渡請求		○
⑧相続人からの相続開始後1年内の取得	○	

(注) 不可避的な取得であり、改正商法210条の「買受」に当たらないため、特別の規制はないものと解される。

③会社資金を用いた取締役による会社支配が可能になる

④特定の株主だけが株式を会社買い取ってもらうという株主平等原則違反が生じる可能性がある

しかし、上記のような弊害のない場合や、とくに自己株式の取得を認める必要がある場合には、例外的に自己株式の取得が認められていた。その例外とは、次の①～⑧である。

- ①定款に定める減資等株式の消却
- ②合併、吸収分割、営業譲渡
- ③権利の実行(競売や代物弁済、差押え)
- ④株式買取請求権の行使に応ずるとき
- ⑤取締役・使用人に譲渡するため(発行済株式の10%まで)
- ⑥株式の利益消却のため
- ⑦譲渡制限ある株式で会社へ売渡請求(次の⑧と合わせて発行済株式数の20%まで)
- ⑧譲渡制限ある株式の相続人からの相続開始後1年内の取得(⑦と合わせて20%まで)

例外的に取得された自己株式は、会社が保有し続けることはできなかった。すなわち、自己株式が株式消却のために取得されたときは(①と⑥)、遅滞なく株式失効の手続きをしなければならず、取締役・使用人に譲渡するために取得された株式は(⑤)、買い受けたときより6カ月以内に取締役・使用人に譲渡しなければならず、それ以外の場合は相当の時期に処分をしなければならなかった。処分しない場合は、取

締役に100万円以下の過料が課せられていた。

### 「一般的」と「不可避的」に分類

自己株式を考える場合、①取得、②保有、③処分の3つに分けてその内容を検討すべきである。前述のとおり、従来の商法では①自己株式の取得は原則として禁止されており、したがって②その保有も不可能で、③例外として取得した場合には相当の時期に処分することが必要であった。

今回の商法改正では、①自己株式の取得は原則として自由になり、②その保有も原則として自由になり、③その処分には取締役会や株主総会の決議が必要になった。

#### (1)自己株式の取得

改正商法では、自己株式の取得の原因を、(A)一般的な取得と(B)商法に別段の定めのある不可避的な取得とに分けている。その上で自己株式の(A)一般的な取得については、その取得目的を問わず自由にしたのである。

旧商法に定める取得原因が、改正商法でどのように取り扱われるのか、その一覧を示すと〔図表1〕のようになる。注意すべきは、旧商法で重要であった、⑤の取締役や使用人に譲渡する場合、⑥の利益による株式の消却、⑧の相続人からの取得のいずれもが、(A)一般的な取得とされ、原則的にその取得は発行済株式数に関係なく自由になった点である。

#### (A)一般的な取得の場合

会社は定時株主総会の決議により、配当可能利益を限度として自己株式を買い受けることができる（改正商法210条）。その場合、公開会社の場合は原則として市場買付か公開買付によらなければならないが、特定の株主から買い付ける場合には、株主総会の特別決議が必要である。公開会社の場合、株主総会の特別決議を採決することは大変なので、一般には市場買付が主になる。他方、非公開会社の場合は、特別決議により特定の株主から買い付けるしか方法がない。

また、自己株式の取得の財源は原則として配当可能利益とされている。例外として、前述の定時株主総会において同時に資本金や法定準備金の減少を決議したときには、減少する資本金や法定準備金の額を配当可能利益に加えたものが取得の財源とされている。

#### (B) 不可避的な取得の場合

合併等の組織変更時や反対株主からの買取請求があった場合など、会社が不可避的に自己株式を取得せざるを得ない場合は、従前のおり商法の規定に従うことになる。なお、これらの場合、発行済株式数の何割といった取得数量に係る規制はなくなった。したがって、(A)一般的な取得の場合と合わせても、自己株式の取得には数量的な制限はなくなっている。

#### (2) 自己株式の保有

会社が取得した自己株式については、消却・処分義務を課せられないものとされ、その保有は自由になっている（旧商法211条の削除）。この場合、消却・処分をせずに会社で保有し続けると、いわゆる金庫株になる。

また、原稿執筆時点では明確にはなっていないが、今まで貸借対照表で資産に計上されていた自己株式は、今後資本の部の控除項目として計上されることになる見込みである（旧商法290条①五の削除から推測）。

#### (3) 自己株式の処分

会社は自己株式を制限なく保有していること

ができる。この自己株式を処分する場合には、別段の定めがあるものを除き、次の事項につき取締役会の決議が必要とされている。

#### ① 処分すべき株式の種類・数

#### ② 価額、払込期日

③ 特定の者に対してとくに有利な価額で株式を譲渡すべきものならびにその株式の種類・数  
また、処分を行うときには新株発行の手続きの準用が必要とされている。なお、譲渡制限の付いている株式では、上記①および②の決議につき株主総会の特別決議が要求されている。

私見であるが、おそらく商法は、自己株式の取得に伴い金銭等が株主に交付される点に着目し、現金を対価として株主から株式を買い入れるということは現金の交付という点において「消却」と同じであると考えていると思われる。同様に、自己株式の処分は、現金を対価として他に株式を売却する点で、「新株発行」による増資と同じであると考えていると思われる。

今後、商法計算書類規則等の改正を待たなければならないが、保有する自己株式が資本の部の控除項目となるだろうと推測されるのは、こうした理由による。

### 単なる譲渡から「みなし配当」に

金庫株が解禁される前は、会社が株主から自己株式を買い受けると、法人株主には譲渡損益課税が、個人株主には譲渡所得課税が行われていた。金庫株解禁の商法改正に伴い、税制も改正され〔図表2〕に示すとおりになった。

注目すべきは、改正前の税法において、自己株式の会社への売渡しは株主からみると単なる売買であったものが、改正後は、株主への利益の配当であると、統一的に扱われる点である。

すなわち、税法では、自己株式の取得はすべて「株式の消却」と同じ取扱いをするということである。会社が取得した自己株式を現実に消却するか否かにかかわらず、自己株式を取得し

〔図表2〕自己株式の取得・保有・処分に係る税制

	取得		保有		処分	
	商法	税法	商法	税法	商法	税法
改正前	禁止	譲渡 (売買)	禁止	他の資産と同じ	相当な時期に 処分	譲渡 (売買)
改正後	自由	みなし配当	自由	資本積立金の マイナス項目	決議が必要 (新株発行)	未整備?

た時点で消却したと考えるのである。その理由は以下のとおりである。

株式の発行人が、自由に自己株式を取得できるようになるということは、株式を対価に金銭を交付する点に着目すると、実質的に利益の分配が自由にできるということになる。会社が配当を行わず、株式を少しずつ買い取ることが可能となり、現行の配当課税制度が有名無実になることが予想される。また、自己株式の保有が原則自由になり、会社はいつまでも自己株式を保有していてもいいことになった。「自己株式を取得すれば必ず消却する」という関係がなくなることから、消却の時点でみなし配当課税が困難になる。さらに、自己株式の取得は、減資や非適格組織再編等のみなし配当課税を回避する手段として利用されるおそれもある。

以上の理由から、改正後の税制では、自己株式の取得による金銭の交付が行われた場合にはみなし配当が生じたと考えるのである。なお、上述の趣旨から、市場買付による取得や合併等の移転資産に含まれることになる取得については、みなし配当課税は生じない。

また、自己株式の処分についての税制は現時点で未整備である。今後の整備が待たれるところであるが、自己株式の処分を損益取引とすると、もし安く自己株式を購入した会社が高くなったときに売却する際に課税されてしまう。安値で取得した自社株を高値で放出する際の譲渡益に課税されれば金庫株の利用は低調にとどまらなない。

株価対策として導入された「金庫株」制度が、このような本来的な目的で課税を受けてしまう

と、制度の積極的な利用を阻害するため、おそらく、ここでの課税はないであろう。したがって、自己株式を会社が処分する場合には、資本取引として課税所得に影響させないようにするものと考えられる。具体的には、資本積立金や利益積立金で調整する方式になるものと想像される。

### 相続税納税資金確保に有効

続いて、実務でコンサルティングの対象となる非公開のオーナー企業を想定してこの金庫株の利用の仕方を考えてみる。

改正商法では、自己株式の取得が原則自由になり、さらに、取得した自己株式について消却したり処分したりする義務がなくなり、会社は自己株式を保有し続けていることが可能になった。これは、非公開の株式を相続して納税資金に苦しむ相続人にとって非常に有利な改正である。すなわち、金庫株は中小企業オーナーの相続税の納税資金対策に活用できると考えられる。

旧商法の下では、非公開自社株を相続した場合、相続税の納税に苦しんでいた。非公開株式なので、どんなに相続税評価額が高くて他売却することは難しい。物納を考えてみても、原則的に国は換金性のない非公開自社株式は収納しないものとされている。会社に売ろうとしても、発行済株式数の20%までが限界で、会社はその株式の買い取り後、他に売却しなくてはならなかった。

これに対し、今回の「金庫株」の解禁により、実質的に会社による相続税の支払いが可能にな

った。相続人は自己の保有する非公開自社株式を定時株主総会の特別決議をもって、好きなだけ会社に売却することができる。会社はその株式をいつまでも保有し続けることができる。利益消却と同じ効果が得られるが、株式は消却せずすみ、自己株式の処分は資本取引として譲渡益に関して非課税扱いになれば、将来会社からの売却もスムーズになることが予想される。

## 「みなし配当」による税負担増

### (1) 原則的な納税資金対策

相続人が、相続した株式を会社に売却し、その資金をもって相続税の納税をする通常の場合、株主の課税関係は以下ようになる。なお、以下ではすべて市場を通すことなく会社と相続人等の相対の取引で株式を売買するケースを前提としている。

まず、会社が自己株式を取得した時点で、その取得により株主に交付した金銭のうち、消却した株式に対応する会社の資本等の金額を超える部分はみなし配当となり、配当所得課税が行われる。配当所得は、配当控除があるものの総合課税の対象となり、所得税・住民税と合わせて最高50%の課税を受ける。

また、交付金銭よりみなし配当の金額を控除した金額が株式の譲渡収入になり、株式の取得価額を差し引きして譲渡損益課税が行われる。こちらは申告分離課税であり、26%で課税が終了する。すなわち、50%（累進税率）の総合課税と26%の分離課税が行われるのである。改正前であれば、会社に株式を譲渡すれば26%の分離課税で終了していたので、この改正で、納税額が大きくなってしまうことになる。

以下、簡単な設例で以上の点を確認する。

・ 1株当たり時価（相続税評価額）	100
・ 1株当たり資本等の金額	20
・ 相続した株式の取得価額	50

上記の株式を相続人が会社に100で売却した。

#### 【旧税制における税額】

譲渡収入 取得費用 譲渡所得  
100 - 50 = 50

$$50 \times 26\% = 13$$

#### 【新税制における税額】

交付金銭 資本等 みなし配当  
100 - 20 = 80

$$80 \times 50\% = 40$$

交付金銭 みなし配当 譲渡収入  
100 - 80 = 20

譲渡収入 取得費用 譲渡損失  
20 - 50 = ▲30

この譲渡損失は株式の所得と内部通算の後、切捨て。なお、配当控除は無視している。

これにより、株主の課税が強化されていることが確認できるであろう。

また、この対策をする際に留意しなければならない点は、自己株式の取得の財源規制である。すなわち、会社が買い取る自己株式の取得価額の総額は「配当可能利益+減少する資本金・法定準備金の額」を超えることができないという制限である。配当可能利益の計算上含み益は除かれるため、会社に含まれがたくさんあり高額評価になっている会社の株主の場合には限界がある。

そこで、税務上含み益を実現させずに、商法上だけ含み益を実現させて配当可能利益に取り込む方法が必要になる。さまざまな手法が考えられるところだが、現実に行うには十分な注意が必要である。

## 税負担増を避けるには……

ところで、この配当所得に係る総合課税（最高税率50%）を軽減する手法は、事前に配当可能利益の資本組入を実施しておき、その後に任

意・有償の買入消却をすることである。資産の交付のないみなし配当は現在廃止されているため、この時点での株主への課税は生じない。利益積立金が資本積立金に移り変わった後の買入消却であれば、交付金銭等のほとんどは、資本等の部分になり、結果、配当課税が生じず、譲渡損益課税の26%で課税が終了することになる。ただ、この場合には、金庫株と異なり、現実には株式を消却してしまう必要がある。

## (2)他の会社を利用した納税資金対策

通常の納税資金対策では、高額な配当所得課税が生じてしまうため、利益留保の厚い会社の株主には実行が困難である。そこで、緊急避難としていったん別の会社に当該株式を譲渡しておき、時期をみて発行会社が自己株式として買い取る方法が考えられる。

すなわち、時価で他の会社（同族会社等）に売却し、納税資金を確保する。その後、他の会社は時期をみて発行会社にその株式を「金庫株」として売却するのである。

この場合の課税関係であるが、相続人である株主は、他の会社に売却するだけなので、従前と同じ扱いで26%の株式譲渡所得課税で終了する。他の会社は、その株式の取得価額が時価になり、それを発行会社に売却するときにはみなし配当と譲渡損益課税が生じる。

この場合、法人のみなし配当は受取配当金の益金不算入制度の適用で配当額の80%または100%が益金に算入されず、課税をされることはない。また、株式の譲渡損益は通常の益金または損金に算入される。前述の設例でみると、みなし配当80に対しては課税されず、譲渡損失30は原則として損金に算入されることになる。結果として法人株主である他の会社では税務上有利になっている。もっとも、他の会社を経由することについて税負担減少以外に合理的な理由がないと、税務上のリスクが大きくなることに注意が必要である。

## 非公開株の物納の道が開けるか

### (3)物納対策

株式を他の会社に売却する場合にも相続人には26%の課税が生じる。そこで、このような所得税・住民税の負担を軽減しようと思えば物納を利用することが必要になる。現在の収納事務では、将来の買戻し条件等の一定の条件を満たせば非公開株式を例外的に収納してくれているようである。金庫株が解禁になれば、収納した国もその換金が容易になるため、配当可能利益が大きな会社の株式については、今後積極的に物納に応じてくれる可能性もある。

国が収納してくれることが前提になるが、物納後にとる対策は、やはり株式消却と自己株式の買取りである。物納の段階では、国に非公開株式を譲渡する株主にはいっさいの課税は生じない。その後、会社が国の有する株式を消却するなり、自己株式として買い受ける場合にも、株主および会社には課税関係は生じない。したがって、この対策によれば株主である相続人が負担する税金は、本来納めるべき相続税だけである。

非常に優れた対策だが、物納のときに金銭納付が困難な理由等が必要であり、また国が収納してくれるかどうかは現時点では不透明なことが欠点である。

以上、「金庫株」を利用した相続税の納税資金対策を概観したが、新制度の導入によって、納税資金を確保する新たな手段が付け加わったことは確実である。

気になるのは、税法を含めた改正法の施行日であるが、「公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内の日」が施行日とされており、現時点では10月1日施行と考えられている。

なお、本稿のうち、意見にわたる部分は筆者個人の私見であり、当然異なる解釈もあり得ることに留意されたい。